

改正

昭和55年3月31日規則第27号

平成元年3月31日規則第26号の3

平成3年9月24日規則第31号

平成20年3月31日規則第42号

平成23年2月24日規則第4号

佐世保市老人・身体障害者憩いの家条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市老人・身体障害者憩いの家条例（昭和46年条例第57号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 佐世保市老人・身体障害者憩いの家でゆ荘（以下「いでゆ荘」という。）の使用時間は、第3条に規定する休館日を除き、毎日午前9時から午後4時までとする。

(休館)

第3条 いでゆ荘の休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週火曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項のほか特別の理由により市長が必要と認めるときは、臨時に休館することができる。

(利用券)

第4条 いでゆ荘を使用する者は、個人利用券（様式1及び2）、団体利用券（様式3）又は回数券（様式4）を購入しなければならない。

附 則

この規則は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第27号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 前項の規定にかかわらずこの規則による改正前の佐世保市老人・身体障害者憩いの家条例施行

規則の規定による老人身体障害者券及び老人身体障害者利用回数券は、有効とする。

附 則（平成元年 3 月 31 日規則第 26 号の 3）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式 1、様式 2 及び様式 4 の老人身体障害者券、身体障害児券及び老人身体障害者利用回数券は、当該利用券及び回数券に記載された金額の範囲内で有効とする。

附 則（平成 3 年 9 月 24 日規則第 31 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の様式 4 による老人身体障害者利用回数券を所持している者の利用については、当該回数券に記載された金額とこの規則による改正後の金額との差額を利用毎に当該利用者に還付するものとする。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 42 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 1

No. _____ 老 人 券 身体障害者 140円	No. _____ いでゆ 荘 利 用 券 140円 会 計 管 理 者 職 務 受 託 者 印
---	---

様式 2

No. _____ 身体障害児券 50円	No. _____ いでゆ荘利用券 50円 会計管理者職務受託者 印
---	---

様式 3

い で ゆ 荘 団 体 利 用 券		No. _____
団 体 名		
責 任 者 名		
使 用 年 月 日	年 月 日	
人 員	名	
金 額	一金 円	
上記のとおり領収いたしました。 年 月 日 会 計 管 理 者 職 務 受 託 者 印		

様式 4

表紙

No.

いでゆ荘

老人
身体障害者

利用回数券 (10枚綴)

会計管理者職務受託者

1,200円

印

回数券	回数券	回数券	回数券	回数券
140円	140円	140円	140円	140円
いでゆ荘	いでゆ荘	いでゆ荘	いでゆ荘	いでゆ荘